

# 官報

昭和五十二年十一月二十二日

## ○第八十二回 衆議院會議録 第十四号

昭和五十二年十一月二十二日(火曜日)

### 議事日程 第十三号

昭和五十二年十一月二十二日

午後一時開議

- 第一 日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
- 第二 日本国と中華人民共和国との間の商標の保護に関する協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

### ○本日の會議に付した案件

- 日程第一 日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
- 日程第二 日本国と中華人民共和国との間の商標の保護に関する協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
- 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案(社会労働委員長提出)
- 中小企業倒産防止共済法案(内閣提出)
- 船員の雇用の促進に関する特別措置法案(運輸委員長提出)

昭和五十二年十一月二十二日 衆議院會議録第十四号

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案

午後二時四分開議  
○議長(保利茂君) これより會議を開きます。

日程第一 日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第二 日本国と中華人民共和国との間の商標の保護に関する協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(保利茂君) 日程第一、日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第二、日本国と中華人民共和国との間の商標の保護に関する協定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長長竹内黎一君。

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書  
日本国と中華人民共和国との間の商標の保護に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔竹内黎一君登壇〕

○竹内黎一君 ただいま議題となりました二件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、ソ日漁業暫定協定について申し上げます。

政府は、わが国が漁業水域に関する暫定措置法に基づき本年七月一日から同法に従って定められる漁業水域において漁業に関する管轄権を行使していることにかんがみ、同漁業水域におけるソヴィエト社会主義共和国連邦の漁業に関する協定を締結するため、本年六月以来東京において交渉を行ってまいりましたが、協定の内容について最終的に合意を見るに至りませんでしたので、八月四日本協定に署名を行いました。

本協定は、わが国の漁業水域におけるソヴィエト社会主義共和国連邦の漁業の手続及び条件を定めることを目的としたものでありまして、漁獲割り当て量、操業区域等の決定の方法、許可証の発給及び料金の徴収、わが国の公務員による検査及び取り締まり、違反行為に対する処罰等について規定しております。

次に、日中商標保護協定について申し上げます。

政府は、昭和四十九年一月以来、中国政府との間に商標保護に関する協定の締結について交渉を行ってまいりましたが、合意に達しましたので、本年九月二十九日北京において署名を行いました。

本協定は、商標の保護によって、日中両国間の貿易関係を一層発展させることを目的としたものでありまして、商標権その他商標登録に関する権利の享有に関する最恵国待遇を定めております。

以上二件は、参議院から送付されたものでありまして、十月二十八日鳩山外務大臣から提案理由

の説明を聴取し、十一月十一日質疑に入り、十八日質疑を終了し、採決を行いました結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

○互力君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、社会労働委員長提出、國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案は、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 互力君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案(社会労働委員長提出)

○議長(保利茂君) 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。社会労働委員長橋本龍太郎君。

昭和五十二年十一月二十二日 衆議院會議録第十四号 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案 中小企業倒産防止共済法案

國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案

〔本号末尾に掲載〕

〔橋本龍太郎君登壇〕

○橋本龍太郎君 たいま議題となりました國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案について、その趣旨の弁明を申し上げます。漁業離職者に対する雇用対策としては、従来から漁業再建整備特別措置法や雇用対策法に基づき必要な措置が講じられていたところでありますが、最近における漁業をめぐる國際環境は、二百海里問題等を中心に急激に変化したしており、

このような状況下において、國際協定の締結等がなされ、これに伴って実施される漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれております。このため、これら離職者の再就職の促進等について特別の措置を講ずることが、当面の緊急課題となっております。

このような問題に対処するため、特別の法律を制定すべく鋭意検討を進めてきたところでありますが、ここに本案を作成し提出するに至った次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。第一に、この法律の対象となる「特定漁業」は、國際協定の締結等により緊急に漁船の隻数を縮減することを余儀なくされ、これに伴い一時に相当

数の離職者が発生する業種として政令で指定することとしたしております。

第二に、漁業離職者の再就職を容易にするため、必要な職業訓練について特別の措置を講ずることとしたしております。

第三に、離職の日が一定期間内にあること、一定期間以上特定漁業に従事していたこと等の要件に該当する漁業離職者に対して漁業離職者求職手帳を発給し、就職指導等を行うとともに、その者の再就職の促進を図るため、就職促進手当、訓練手当など各種の給付金を支給することとしたしております。

第四に、公共事業の計画実施者等に対し、漁業離職者の雇入れの促進について配慮するよう要請することができるといたしております。

第五に、船員となるうとする漁業離職者に関する本法の適用について、特例その他の措置を講ずることとしたしております。

第六に、四十歳以上である手帳所持者であつて、一定の要件に該当するものに対する船員保険の個別延長給付の日数は、現行の日数に三十日を加え、九十日とすることとしたしております。以上がこの法律案の内容の概要であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○瓦力君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、中小企業倒産防止共済法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 瓦力君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

中小企業倒産防止共済法案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 中小企業倒産防止共済法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長野呂恭一君。

中小企業倒産防止共済法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔野呂恭一君登壇〕

○野呂恭一君 たいま議題となりました中小企

業倒産防止共済法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現在の厳しい経済情勢を反映して、最近の企業倒産件数は依然として高い水準を続け、一件当たりの負担金額も増加する傾向にあり、しかも倒産企業のはほとんどは中小企業によって占められております。

本案は、このような深刻な実情を背景として、中小企業がその取引先企業の倒産の影響を直接受け、みずからも倒産に追い込まれるという不幸な事態を未然に防止するため、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による倒産防止共済制度を確立しようとするものでありまして、その主な内容は、

第一に、毎月の共済掛金の額は、五千円、一万円、一万五千円及び二万円の四種類とし、掛金については、税制上非課税扱いの措置を講ずるものとする、

第二に、共済契約者の取引先企業が倒産が発生し、売掛金債権等の回収が困難となったときは、共済契約者に対し、掛金積立額の十倍に相当する額を限度として、共済金を無利子、無担保で貸し付けるものとする、

第三に、掛金の一括前納及び共済金の貸し付けに関する特例として、本制度発足後一年以内に限り、掛金を一括前納した共済契約者に対しては、一般の金融機関で割り引いた手形が不渡りとな

り、買い戻し請求を受けた場合に限り、一括納付した掛金の十倍の範囲内で、不渡り手形の額面額に相当する額の共済金を貸し付けるとすること。

第四に、現行の小規模企業共済事業団を中小企業共済事業団に改称し、これに本共済制度及び現行の小規模企業共済制度の運営の業務を行わせるものとすること。

等であります。

本案は、十一月七日当委員会に付託され、十一日田中通商産業大臣から提案理由の説明を聴取して以来、参考人を招致するなど、慎重に審査を重ね、本日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、共済制度の内容の充実等についての附帯決議が付けられましたことを申し添え、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○互力君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、運輸委員長提出、船員の雇用の促進に関する特別措置法案は、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審査を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 互力君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

船員の雇用の促進に関する特別措置法案(運輸委員長提出)

○議長(保利茂君)

船員の雇用の促進に関する特別措置法案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。運輸委員長大野明君。

船員の雇用の促進に関する特別措置法案

〔本号末尾に掲載〕

〔大野明君登壇〕

○大野明君 ただいま議題となりました船員の雇用の促進に関する特別措置法案について、趣旨弁明を申し上げます。

本案は、本日の運輸委員会におきまして、全会

一致をもって提出することに決したものであります。

近年、わが国海上企業をめぐる経済事情及び国際環境の変化等は著しく、このため離職を余儀なくされる船員が多数発生し、再就職が容易に進まない状況にあります。また、外航海運業を中心として、船員は過剰雇用の状態になっており、このまま放置すれば、近い将来、さらに多くの離職船員の発生という憂慮すべき事態を招くおそれがあります。このような事態に対処するため、船員の雇用対策を拡充強化し、特に船員の技能を生かした雇用の確保を図ることは緊急の課題であります。

しかしながら、現行法においては、離職船員が再び船員として就職しようとする場合、国際的規制等により減船を余儀なくされる漁業を除いて、再就職促進等のための給付金制度が一般的に設けられておらず、さらに本院において可決されました特定不況業種離職者臨時措置法案においても、船員になろうとする離職者については特別の措置が適用されないこととなっております。また、わが国船員が船員として活躍の場を確保することを促進するための体制が必ずしも整備されておられません。

以上の点にかんがみ、特定の事情に基づく離職船員が、船員として再就職しようとする場合に支給される就職促進給付金について、一般的制度を設けるとともに、特定不況業種離職船員に係る就職促進給付金の支給について特別の措置を講ずることとするほか、船員の雇用の促進等の事業を行う法人として、運輸大臣が船員雇用促進センターを指定することができるとし、同センターの事業内容、国の監督等必要な規定を整備しようとするのが本案起草の趣旨であります。

次に、本案の内容について申し上げます。

第一に、政府は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、経済事情及び国際環境の変化等に伴い離職を余儀なくされた船員であつて再び船員となろうとするものの就職を容易にし、及び促進するため、求職者または事業主に対して就職促進給付金を支給することができるといふしております。

第二に、特定不況業種離職船員に係る就職促進給付金の支給については、特定不況業種離職者臨時措置法の規定による給付金等の支給の例に準じて特別の措置を講ずることとしております。

第三に、運輸大臣は、一定の要件を備える公益法人の申請に応じて、船員の職域の開拓、技能訓練その他船員の雇用の促進等のために必要な事業を行う者として船員雇用促進センターを指定することができることとし、同センターの事業、船員職業安定法の適用除外、国の助成、監督等、同センターに関し必要な規定を整備することとしております。

なお、本案施行に要する経費としては約一億七千万円の見込みであります。運輸委員会におき

昭和五十二年十一月二十二日 衆議院會議録第十四号 朗読を省略した議長の報告

ましては、本案を決定するに際しまして、政府の意見を求めましたところ、やむを得ないものと認める旨の意見が述べられました。  
以上であります。

何とぞ、御賛成いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。  
午後二時二十二分散会

出席國務大臣

外務大臣 鳩山威一郎君  
通商産業大臣 田中 龍夫君  
運輸大臣 田村 元君  
労働大臣 石田 博英君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、昨二十一日、参議院議長から、国会において

承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、昨二十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

(政府委員退任)

一、去る十九日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、十九日付をもって国土庁計画・調整局長下河辺淳は国土庁事務次官に任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、昨二十一日、保利議長は、福田内閣総理大臣申し出の、次の者を第八十二回国会政府委員に任命することを承認した。

国土庁計画・調整局長 福島 量一  
(政府委員任命)

一、昨二十一日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、二十一日議長において承認した福島量一を同日第八十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(議員死去)

一、福井県選出議員坪川信三君は、去る二十日死去された。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

栗林 三郎君  
大出 俊君

補欠

大出 俊君  
栗林 三郎君

法務委員

辞任

平林 剛君  
鈴木 強君

補欠

鈴木 強君  
平林 剛君

外務委員

辞任

稲垣 実男君  
川崎 秀二君  
佐野 嘉吉君  
中山 正暉君  
福永 一臣君  
三池 信君  
伊藤 公介君  
石橋 一弥君  
宇野 亨君  
北川 石松君  
玉沢徳一郎君  
塚原 俊平君

補欠

塚原 俊平君  
宇野 亨君  
玉沢徳一郎君  
石橋 一弥君  
中島 衛君  
北川 石松君  
中馬 弘毅君  
中山 正暉君  
川崎 秀二君  
三池 信君  
佐野 嘉吉君  
稲垣 実男君

社会労働委員

辞任

相沢 英之君  
井上 裕君  
石橋 一弥君  
川田 正則君  
菅波 茂君  
稲垣 実男君  
川崎 秀二君

補欠

坂本三十次君  
稲垣 実男君  
川崎 秀二君  
福永 一臣君  
三池 信君  
井上 裕君  
石橋 一弥君

中島 衛君

中馬 弘毅君

福永 一臣君

伊藤 公介君

運輸委員

辞任

中馬 弘毅君  
伊藤 公介君

補欠

伊藤 公介君  
中馬 弘毅君

通信委員

辞任

鈴木 強君  
平林 剛君

補欠

平林 剛君  
鈴木 強君

建設委員

辞任

坂本三十次君  
刀祿正也君  
稻村 利幸君  
甘利 正君

補欠

稻村 利幸君  
甘利 正君  
坂本三十次君  
刀祿正也君

予算委員

辞任

補欠

大出 俊君

栗林 三郎君

栗林 三郎君

大出 俊君

議院運営委員

辞任

補欠

甘利 正君

刀祢館正也君

刀祢館正也君

甘利 正君

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

通信委員

辞任

補欠

坪川 信三君

灘尾 弘吉君

懲罰委員

辞任

補欠

灘尾 弘吉君

坪川 信三君

(常任委員死去)

一、去る二十日、懲罰委員坪川信三君は死去された。

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

交通安全対策特別委員

辞任

補欠

青山 丘君

高橋 高望君

寺前 巖君

瀬崎 博義君

高橋 高望君

青山 丘君

瀬崎 博義君

寺前 巖君

(議案提出)

一、昨二十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律案

一、今二十二日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

船員の雇用の促進に関する特別措置法案(運輸委員長提出)

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案(社会労働委員長提出)

(議案付託)

一、昨二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律案(内閣提出第一三三号)

農林水産委員会 付託

(条約送付)

一、去る十八日、参議院に送付した条約は次のとおりである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とチェコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

一、今二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

船員の雇用の促進に関する特別措置法案(運輸委員長提出)

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案(社会労働委員長提出)

(条約通知書受領)

一、昨二十一日、参議院において、第八十回国会及び第八十一回国会において本院で継続審査をした次の件を議決した旨の通知書を受領した。

核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、昨二十一日、参議院において、第八十回国会及び第八十一回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

(答弁書受領)

一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員土井たか子君提出伊達火力発電所パ

イブライン建設に伴う資料公開と手続きに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木強君提出富士川の護岸整備促進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員上坂昇君提出工業所有権制度の国際化に伴う審査体制に関する質問に対する答弁書

伊達火力発電所パイプライン建設に伴う資料公開と手続きに関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十二年十月二十六日

提出者 土井たか子

衆議院議長 保利 茂殿

伊達火力発電所パイプライン建設に伴う資料公開と手続きに関する質問主意書

北海道電力株式会社(以下、北電という)が北海道伊達市に建設する予定の伊達火力発電所及びその燃料輸送パイプライン(以下、本件PLという)建設経過における法の運用、地域住民の不安解消の方法などに疑問なしとしないので質問いたします。

一 昭和四十七年七月一日、北電は伊達市と伊達火力発電所の公害防止に関する協定を締結し、これに札幌通産局長が立会いました。

1 同協定が必要とされる理由及び同協定の法的根拠と法的拘束力を明らかにされたい。

2 同協定第二十一条に規定される公開の原則の意義を明らかにされたい。

昭和五十二年十一月二十二日 衆議院會議録第十四号 朗読を省略した議長の報告

二八〇

3 同協定の運用実態を、立会人がいかなる方法で常時は握しているのか明らかにされた。

二 伊達火力発電所建設工事の際に、三名の死者が出たと報道されました。

1 右工事に関するすべての死亡事故について、それぞれ、日時、場所、死亡者名、職業、工事の名称、事故の経過及び工事の請負会社名(元請の外に下請があればそのすべて)を明らかにされたい。

2 それぞれの事故について、北電から伊達市及び札幌通産局長に報告された期日を明らかにされたい。

3 それぞれの事故について、関係地域住民への説明がなされたか否かを明らかにされたい。

三 本件PL工事に関する設計図書、施工要領書、工事仕様書の周知徹底方法について質問します。

1 電気事業法第四十一条に基づく工事計画の認可は、これらの書類を検討した上でなされたものと考えますが、事実はどうか。

2 これらの書類を見たことがある関係地域住民は、着工後三箇月余り経過した現在、一人もないとのことであるが、事実を明らかにされたい。

3 関係地域住民は本年八月三十一日付の書面にてこれらの書類を北電に請求し、併せて伊

達市長並びに通商産業大臣に対して入手検討できるよう配慮を要望したとのことですが、関係地域住民の請求並びに要望について右三者はどのような処理を行ったか明らかにされたい。

4 これらの書類は、関係地域住民が見たいと考えたときに、どこへ行けば入手あるいは閲覧できるように通産省は指導してきたか、あるいはこれらの書類は見せてはならないものなのかを伺いたい。

5 札幌通産局、北海道当局及び伊達市当局は、これらの書類に規定される事柄が現場において遵守されているか否かを確認する方法として、いかなる手段を講じているか。現場に派遣している職員の職名若しくはそれにかわる者の所属団体名を明らかにされたい。

四 本件PL用地に関し農地転用手続きが行われたが、この手続きについて住民から監査請求がなされ、伊達市監査委員は昭和五十二年一月二十七日付通知の中で、「通達と異なる処理である事実は認められる」とした後、「道当局は、従来より通達と異なる申出書の取扱いを慣例として認め、農林省当局もこれを是認し、(以下略)」と述べています。

1 ここでいう通達の法的根拠を明らかにされたい。

2 農林省が通達違反の事務取扱いを是認したとのことですが、事実であれば、その是認手

続き、期日、文書名、是認者職名を明らかにされたい。

3 違反することが慣例として当然視されるような通達となされた経緯を明らかにし、この状態を放置することの必要性を伺いたい。

4 北電のためだけに事務取扱いを手加減しているのではないことを明らかにするために、通達に違反する事務取扱いの具体例三件を挙げられたい。

五 本件PL設置予定箇所である伊達土地改良区館山下用水路敷地内において、北電は昭和五十一年十二月頃三面張コンクリート工事を実施しようとし、途中で中止したといわれている。

1 右工事の開始及び中止の期日を明らかにされたい。

2 右工事の名称、目的、内容、発注者名、受注者名、施工業者名(下請があればその業者名すべて)、契約期日を明らかにされたい。

3 右工事の中止理由を明らかにされたい。

4 右工事に係る土地改良区の意志決定経過に問題があるとされ、昭和五十一年十二月十三日に北海道当局は、土地改良区の意志決定は総代会でなされる必要があると述べた、とされているが、事実と相違ないか。

5 右工事に係る土地改良区の意志決定経過を明らかにされたい。

6 北電は、本件PL工事に関する説明会を館

山下地区沿線住民には行っていないという。事実であればなにもゆえそのような事態に至ったかを明らかにされたい。

右質問する。

昭和五十二年十一月十八日

内閣総理大臣 福田 赳夫

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員土井たか子君提出伊達火力発電所パイプライン建設に伴う資料公開と手続きに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員土井たか子君提出伊達火力発電所パイプライン建設に伴う資料公開と手続きに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の協定は、伊達市と北海道電力株式会社の間において、伊達発電所一号機及び二号機の建設に関し、公害を防止して地域住民の福祉を確保するための遵守事項として締結されたものであると承知している。同協定の解釈については、協定当事者である伊達市と北海道電力株式会社の協議によるものとされている。

なお、札幌通商産業局長は、伊達発電所の工事について適宜事情の聴取を行う等状況の把握に努めているところである。

二について

1 伊達発電所建設工事において発生した死亡事故の内容は、次の表のとおりである。

| 事故発生順 | 事 項 | 事故発生日時               | 事故発生場所        | 死亡者名 | 職 名      | 所属事業場名                   | 工事の名称                          | 事故の経過                                                                            | 工事の元方事業場名                                   |
|-------|-----|----------------------|---------------|------|----------|--------------------------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 一     |     | 昭和四十九年八月三十一日午前八時頃    | 取水口沖合百メートル    | 古川留吉 | 潜水夫      | 共和土木株式会社                 | 伊達火力発電所建設工事(一工区)取水口外郭施設工事海水除濁工 | 海水汚濁を防止するため取水口の沖合百メートルに張り巡らされたカーテンの点検を行っていたところ、潜水服のヘルメットが外れて溺死したものである。           | 西松・戸田共同企業体<br>伊達作業所                         |
| 二     |     | 昭和四十九年十一月二十二日午後七時十分頃 | 取水口東側の岸壁      | 山上卓三 | 土工       | 株式会社山口工業所<br>(伊達火力発電作業所) | 伊達火力発電所建設工事(一工区)岸壁工事           | 岸壁の舗装作業中に、休憩をとるべくマイクボックスに戻る途中岸壁から海に落ちて溺死したものである。                                 | 西松・戸田共同企業体<br>伊達作業所                         |
| 三     |     | 昭和五十年九月十二日午後一時二十十分頃  | 高さ八十二メートルの足場上 | 高橋敏昭 | 組立工(とび職) | 有限会社丸沢相沢建設               | 二百メートル双等鉄塔型集合煙突建方工事            | 足場上で不要になった足場材のつり下げ作業中に、トランシーブを中へ入れたため足場上に置いてあった溶接機の上に乗ったところ、身体が安定を失い、墜落死したものである。 | 三菱重工工事株式会社<br>広島支店<br>太平洋電業株式会社<br>丸建工業株式会社 |

2及び3 1で述べた事故について、北海道電力株式会社は、伊達市にそれぞれ事故発生当日連絡しているが、地域住民には特に説明していないと聞いている。

三について

1 電気事業法第四十一条に基づく伊達発電所の工事計画の認可は、北海道電力株式会社から提出された工事計画認可申請書及び同法施

行規則第三十二条に定める書類を審査して行ったものである。

2から4まで 通商産業省は、従来より北海道電力株式会社に対し、計画の内容、環境保全対策等について地域住民等に周知を図り、その理解と協力を得るよう指導しているところであり、伊達市も同様の指導を行っていると聞いている。また、北海道電力株式会社は、

伊達発電所のパイプライン工事の計画の内容容、環境保全対策等につき、「伊達火力パイプラインについて」、「伊達発電所燃料受入パイプラインの安全及び環境保全対策等について」等の資料の配布を行うとともに、住民説明会等においてこれらに関する必要な説明を行ってきていると聞いている。

5 通商産業省は、札幌通商産業局公益事業部発電課の職員を現地に派遣し、伊達発電所のパイプラインの工事が電気事業法に基づき認可した工事の計画に従ってなされていること等を確認している。また、北海道及び伊達市においてもそれぞれ工事の施行状況等について所要の確認を行っていると聞いている。

四について

御指摘の通達は、「農地等転用関係事務処理要領の制定について」(昭和四十六年四月二十六日付け四六農地B第五〇〇号農林省農地局長通達、以下「事務処理要領」という。)を指すと考えられるが、事務処理要領は、農林大臣の命に従って農林事務次官が発した通達に基づき農地等の転用許可事務の円滑かつ適正な運用を期するための事務処理の一般的方針を示したものである。

事務処理要領では、農地転用事前審査申出書は、申出者の便宜のため、直接農林省に提出することとしているが、事務処理要領は、申出者において農林委員会及び都道府県知事を経由し

て提出することとした場合にこれを排除する趣旨のものではない。

五について

1及び2 御指摘の用水路に係る工事の内容等は、次のとおりであると承知している。

- (1) 工事の開始の期日  
昭和五十一年十一月二十七日
  - (2) 工事の中断の期日  
昭和五十一年十二月十六日
  - (3) 工事の名称  
館山水路改良工事
  - (4) 工事の目的及び内容  
伊達土地改良区の水路用地内におけるパイプラインの埋設工事を行うのに伴い、用水路の機能保持のため、素掘水路を装工水路に改良するものである。
  - (5) 発注者名  
北海道電力株式会社
  - (6) 受注者名  
伊達建設事業協同組合
  - (7) 施行業者名  
不二工営株式会社及び日胆土木株式会社
  - (8) 契約期日  
昭和五十一年十一月二十五日
- 3 北海道電力株式会社は、伊達土地改良区の要請により、本工事を中断したものと聞いている。

昭和五十二年十一月二十二日 衆議院會議録第十四号 朗読を省略した議長の報告

二八二

4及び5 本件工事については、昭和五十一年五月十一日付けで、北海道電力株式会社伊達火力発電所建設所長から伊達土地改良区理事長に対し、「燃料輸送用パイプラインの貫通水路用地の通過(埋設及び横断)ならびに工事中の一時使用願ひ」が提出され、これに対し、伊達土地改良区理事長は、伊達土地改良区業務運営規程第五百三十三条の規定に基づき同年七月二十四日同土地改良区理事会の承認を得て、同年九月三日付けで北海道電力株式会社代表取締役社長あて右使用の承認通知を行つたと聞いている。なお、御質問に係る北海道当局の発言については、御指摘とおりの事実はないことを承知している。

6 北海道電力株式会社は、昭和五十一年八月以降、館山下地区沿線住民に対し、パイプライン工事に関する説明会等を行つてきていてと承知している。

右答弁する。

富士川の護岸整備促進に関する質問主意書

提出者 鈴木 強

衆議院議長 保利 茂殿

富士川の護岸整備促進に関する質問主意書  
富士川の護岸整備につきましては、種々御配慮を頂いておりまして感謝しています。

しかし、山梨県南巨摩郡下と山梨県西八代郡下部町波高島地区等四十五キロメートルにわたる両岸住民にとりまして、尊い人命と財産を守つてくれるのは堤防です。この唯一の堤防が既に老朽化しており、また、無堤防のまま放置されている地域もあり、三大急流の一つであります富士川の出水時期には、夜も眠られず住民は大きな不安にさらされているのが実情でございます。

建設省甲府工事事務所では、これらの危険箇所三十九箇所を重要水防箇所指定し整備を進めていますが、住民の悲願とはほど遠いものがございます。

よつて護岸整備を促進して両岸住民の不安を一日も早く除去して頂きたく、次のことを質問いたします。

一 老朽化した堤防の整備と無堤防地区の堤防新設計画はどのようなものになつてゐるか。特に西八代郡下部町波高島(左岸)、南巨摩郡富沢町万沢播磨(右岸)、同町富士切久保(右岸)、南部町北坂(右岸)、同町小田船(左岸)、身延町丸滝(左岸)、同町米倉(左岸)、同町上・下大島(左岸)、中富町宮木小田原(左岸)、同町切石(右岸)、鰺沢町箱原(右岸)、同町鹿島(左岸)以上の地域は緊急を要する地区であるが、この地域の年次別整備着工計画を明らかにして頂きたい。もし計画がないとすればその理由は何か。

二 特に西八代郡下部町波高島地区とその下流の身延町米倉、上大島、下大島の各地域は、現在

砂利採取事業が行われており、川床が下がつてゐるため老朽化した堤防でも何とか持ちこたえていますが、老朽化がひどいので最優先に整備すべきだと思ふがどうか。

右の質問主意書を提出する。  
昭和五十二年十一月十日  
提出者 上坂 昇  
衆議院議長 保利 茂殿

昭和五十二年十一月十八日

内閣総理大臣 福田 赳夫

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員鈴木強君提出富士川の護岸整備促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木強君提出富士川の護岸整備促進に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御質問の区間に係る富士川の改修については、富士川水系工事実施基本計画に従い、建設省の直轄河川改修事業により実施してきており、今後とも背後地の状況、護岸の老朽化の度合い等を考慮しながら鋭意促進してまいりたい。

なお、出水によつて護岸等が被災した箇所については、建設省の直轄河川災害復旧事業等によりその早期復旧を図つてゐるところである。

右答弁する。  
工業所有権制度の国際化に伴う審査体制に関する質問主意書

工業所有権制度の国際化に伴う審査体制についての対策は緊急を要すると思ふ。

特許協力条約(以下条約という)が近く発効する状況にあり、我が国もこの条約に加盟する方向で準備が進められている。また、この条約に基づく出願についての審査国は、その出願後一年半でサーチレポートを作成する義務を負い、アメリカ、西ドイツ、ソ連、国際特許協会(IIB)と並び、我が国も審査国の一員に予定されている。

国会においても、今日まで種々論議されてゐることであるが、特許庁は膨大な未処理案件をかかえている現状のなかで、我が国が果たして条約における審査国としての義務を果たし得るか、また、国内的にも通常の出願の処理に影響があるのではないかと懸念されるものが多々あるので、以下の諸点につき回答を求める。

一 アメリカ、西ドイツ及び我が国における特許出願(実用新案登録を含む)の件数、審査請求件数、年間処理件数、審査官一人当たりの処理件数及び平均処理期間の各項目について、過去五箇年につき経年別に提示されたい。

二 昭和五十一年五月十一日第七十七回国会にお

いて(参議院外務委員会)、特許庁長官は「審査請求制度導入後、昨年は要処理期間で二年十箇月まで下がったが、最近増加の傾向にあり、現在三年二箇月くらいになっている」旨の答弁を行っているが、このような状況で、条約にスムーズに加盟できるものか疑問視せざるを得ない。よつて、特許庁の要処理期間短縮の見通し及びそのための具体的対策を明らかにされたい。

三 条約に基づく出願に対しては、世界的に信頼されるサーチレポートを作成しなければならぬが、そのために特許庁は、当然世界各国の特許文献及び非特許文献を収集しているはずである。現在でも特許情報量の増大が問題視されており、審査におけるサーチ負担は、条約加盟によりさらに増大するものと考えられる。よつて次の諸点につき回答を求める。

(1) 条約に基づく出願は、条約加盟当初においては年間何件ぐらいと予測しているか、推定根拠を含め示されたい。

(2) 条約に基づく出願を審査するために、今日まで収集した文献数を特許・非特許に分けて示されたい。またその文献を形態別(原本・抄録・マイクロフィルム等)に示されたい。

(3) 条約に基づく出願の審査業務量は、現行の業務量に比較してどの程度の増大を予測しているか、その推定根拠を含め示されたい。

(4) 現在、特許法第二十九条に規定する世界の

刊行物についての公知制度を採用しているにもかかわらず、審査資料及び出願量の増大により、審査に当たっては現実として調査すべき資料も十分消化しきれない状況にある。しかし、条約加盟に際しては、当然世界の刊行物を精査しなければならないのであるから、早急にその体制を整備する必要があると思料する。よつて、審査体制整備の計画を、予算上の措置を含め示されたい。

(5) 国際特許分類への移行に当たっては、審査官の分担変更及び膨大な審査資料の再配置に伴う混乱が予想される。さらに、出願人にとつては分類が権利調査の一番の目安であるだけに、現状における国際特許分類への移行は、現行制度の運用にも混乱ないし支障を来す恐れがある。よつて特許庁は、この移行計画について具体的に提示されたい。

(6) 工業所有権審議会の中間報告によると、第七項その他に「国内審査には国際型調査を実施しない」旨が報告されている。もちろん条約においては義務付けられていないが、国内出願においても国際的に通用するレベルにまで質を高める必要があると思料する。従つて、国内審査においても国際型調査を実施し、真に権利が欲しいものだけを審査するといったシステムを整備する必要があるのではないか。この件について特許庁の見解を示されたい。

(7) アメリカ、イギリスにおいては、国際特許分類による審査体制の改革及び自国分類化について着手していないが、その理由とそれについての特許庁としての見解を示されたい。

四 特許庁における資料の増加は、審査処理能力向上のための人員増と相まって深刻なスペース問題を提起しており、私の調査においても、分断された既存の二つの庁舎の許容限度をはるかに超えている。かかる観点から以下の件につき回答を求める。

(1) 昭和四十四年七月一日、第六十一回国会衆議院商工委員会における通産大臣官房長岡角政府委員の「日本の国力にふさわしい立派な特許庁の施設を完成したい」旨、また「特許庁関係の部局を最も近代的な設備の中に統一的に収容いたす」旨の答弁がなされ、さらに、昭和四十八年九月十四日、第七十一回国会衆議院商工委員会における齋藤特許庁長官の「昭和五十年末までに特許庁庁舎を統合できる」旨の答弁がなされており、特許庁庁舎の改善については、国会でも強く要請されて来たところである。しかるに未だに改善されていない理由はどこにあるか明らかにされたい。

(2) 特許庁庁舎は、現在通産本省庁舎、霞が関庁舎に分かれていたが、計画では昭和五十年末までに通産本省庁舎に一括収容の予定であった。しかしながら既に二年を経過した今

日なお実現に至らず、この間の資料増、人員増を考慮すれば、新たに計画を立て直す段階にあると考える。よつて、今後の資料増加状況の予測、収容必要スペース対策について明らかにされたい。

(3) 通産省庁舎新設の三期庁舎の建設計画の進捗よく状況を、五十二年度予算方針との関連で明示されたい。

(4) 条約加盟に際して、国際的審査体制を保障するために必要とする庁舎スペースの増について、審査系、事務系別の予測及び計画について明らかにされたい。

また条約加盟に際し、ヨーロッパにおいてはヨーロッパ特許庁の新設等庁舎面での整備が進められているといわれるが、アメリカ、西ドイツ、ソ連の各国における特許庁庁舎スペースはどの程度であるか、審査系、事務系及び資料室のスペース及び各系別職員一人当たりのスペースを、我が国のそれと比較して明示されたい。

右質問する。

昭和五十二年十一月十八日

内閣総理大臣 福田 赳夫

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員上坂昇君提出工業所有権制度の国際化に伴う審査体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和五十二年十一月二十二日 衆議院會議録第十四号 朗読を省略した議長長の報告

〔別紙〕

衆議院議員上坂昇君提出工業所有権制度の国際化に伴う審査体制に関する質問に対する答弁書

一について

アメリカ及び西ドイツにおける出願件数等は、次の表のとおりである。

| 年 (昭和) | 国、事項   |        |
|--------|--------|--------|
|        | 出願件数   | 審査請求件数 |
| アメリカ   | 一〇四、五九 | 二四、四三  |
| 西ドイツ   | 二四、四三  | 二四、四三  |
| 出願件数   | 二四、四三  | 二四、四三  |
| 審査請求件数 | 二四、四三  | 二四、四三  |
| 平均処理期間 | 三、六    | 三、六    |

(注) 年間処理件数、審査官一人当たりの処理件数及び平均要処理期間は不明である。なお、アメリカには実用新案・審査請求制度はない。  
我が国の出願件数等は、次の表のとおりである。

| 事項           | 年度 (昭和) |       |       |       |       |
|--------------|---------|-------|-------|-------|-------|
|              | 四十七     | 四十八   | 四十九   | 五十    | 五十一   |
| 出願件数         | 二八、四三   | 二八、六三 | 三六、六三 | 三三、八五 | 三三、八五 |
| 審査請求件数       | 八、四三    | 一〇、八四 | 一四、〇三 | 二〇、五三 | 一五、六九 |
| 年間処理件数       | 一八、一三   | 一七、六六 | 一八、七六 | 一三、三二 | 一八、一六 |
| 審査官一人当たり処理件数 | 三六      | 二〇    | 二二    | 二〇    | 三六    |
| 平均処理期間       | 三、六     | 三、六   | 三、六   | 三、六   | 三、六   |

(注) 平均処理期間は、年度末における未処理件数を当該年度における処理件数で除したものである。

二について

特許・実用新案の審査要処理期間の短縮については、所要の機構の拡充及び増員、出願人等に対する出願・審査請求の適正化指導等を引き続き講ずることにより改善に努めてまいりたい。

三について

(1) 近年における我が国から外国へ対してなされた出願件数等にかんがみ、昭和五十三年度においては、五十三年十月から五十四年三月

の半年で、千五百件程度と予想している。

(2) これまでに収集したサーチレポート作成に必要な文献数は、特許文献については、原本で約一千万件、抄録で約九百万件であり、非特許文献については、原本で百五十四種、原本の複写で百二種、マイクロフィルムで六十種である。

(3) 条約に加盟した場合の我が国の審査関係業務量は、条約上各国特許庁の審査協力等もあり、減少が予想される面もあるが、全体としては増加することが予想され、その中心は、国際調査報告の作成業務である。

(4) 外国語の審査資料の調査に当たっては、引き続き抄録の活用を図っていくほか、今後、内外の審査資料を国際特許分類を中心として再整理するため、これらの資料に逐次国際特許分類を付与している等所要の措置を講じているところである。

なお、予算措置については、現在、関係省庁間で協議中である。

(5) 審査事務、出願人の権利調査等に支障を生じないように、十分な配慮を払いつつ具体策を検討中である。

(6) 特許庁にとり新たな負担増となるほか、現在の審査システムの下では、利点も少なく

国際型調査の必要はないと考えている。

(7) アメリカ、イギリスにおける事情は、必ずしも明らかでないが、特許庁においては、各国で国際特許分類の自国分類化が実施されることを期待している。

四について

(1) 及び (3) 通商産業省第三期庁舎の新設については、昭和四十七年度の予算において、百万円の調査費が計上され、調査が行われた。当初の計画では、昭和四十八年度から着工することとなっていた。しかし、昭和四十八年景気鎮静のため採られた総需要抑制策により、着工延期となり今日に至っている。今後の経済財政事情を勘案しつつ、その建設について検討してまいりたい。

(2) 今後も審査資料等の増加が予想され、資料形態及び資料管理形態の再検討を含め、必要スペースの確保について検討を行っている。

(4) 条約に基づく国際出願の処理業務を実施していくために必要な庁舎スペースについては、現在、具体的な業務処理プロセスの在り方等を考慮しつつ、検討中である。

各国における特許庁の庁舎スペース等については、次の表のとおりである。

| 事 項                | 日 本    | ア メ リ カ | 西 ド イ ツ |
|--------------------|--------|---------|---------|
| 庁舎スペース(平方m)        | 二八、八〇五 | 六二、九九五  | 三七、一五〇  |
| 職員一人当たりスペース(平方m/人) | 一三・八   | 二二・三    | 一四・四    |
| 資料室スペース(平方m)       | 四、四九五  | 一三、〇四六  | 六、四五〇   |

(注一) 一九七三年の資料による。なお、ソヴィエト連邦については不明である。  
(注二) 審査系、事務系別のスペースについては、審査機構の違い等もあり、比較が困難である。

右答弁する。

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年十月二十八日

参議院議長 安井 謙  
衆議院議長 保利 茂殿

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について、日本国

憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定

日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、  
北西太平洋の漁業資源の保存及び最適利用に関する共通の関心を考慮し、  
沿岸国の地先沖合における漁業に関する当該沿岸国の権利に関する諸問題についての第三次国際連合海洋法会議における審議を考慮し、  
千九百七十七年五月二日付けの日本国の漁業水域に関する暫定措置法に基づく漁業に関する日本国の管轄権を認め、  
千九百七十七年五月二十七日にモスクワで署名された北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する

する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の諸規定を考慮し、  
ソヴィエト社会主義共和国連邦の国民及び漁船が、日本国の地先沖合において伝統的に漁業に従事してきたことを考慮し、  
日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の漁業の分野における互恵的協力を発展させることを希望し、  
相互に関心を有し、かつ、日本国が管轄権を行使する漁業についての手続及び条件を定めることを希望して、  
次のとおり協定した。

#### 第一条

この協定は、千九百七十七年五月二日付けの日本国の漁業水域に関する暫定措置法に従つて定められる漁業水域においてソヴィエト社会主義共和国連邦の国民及び漁船が漁獲を行う手続及び条件を定めることを目的とする。

#### 第二条

この協定において、  
1 「魚類」とは、ひれを有する魚類、軟体動物、甲殻類その他のすべての海産動物植物(ただし、鳥類を除く。)をいう。  
2 「漁獲」とは、次の(A)から(D)までをいう。

- 魚類を採捕すること。
- 魚類を採捕しようとする試みすること。
- 魚類を採捕する結果になると合理的に予想し得るその他の活動

(D) (A)から(C)までに掲げる活動を直接に補助し又は準備するための海上における作業  
この定義には、千九百七十七年六月十七日付けの漁業水域に関する暫定措置法施行令第三条に掲げる高度回遊性魚種に係る漁獲は含まれない。

3 「漁船」とは、次の(A)又は(B)のために使用されているか又は使用されるよう設備がされている船舶その他の舟艇をいう。

- 漁獲
- 漁獲に係る作業(漁獲の準備、船舶への補給、魚類の貯蔵、輸送及び加工並びに積卸し作業を含む。)

この定義には、日本国の権限のある当局が発給する特別許可証により漁獲に関連する科学的調査を行うソヴィエト社会主義共和国連邦の漁船は含まれない。

#### 第三条

第一条にいう漁業水域について、日本国の権限のある当局により定められるソヴィエト社会主義共和国連邦に対する千九百七十七年の漁獲割当ての量及び魚種別組成並びにソヴィエト社会主義共和国連邦の国民及び漁船が漁獲を行う具体的な区域及び条件は、この協定の署名の日に交換される日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある当局の間の書簡に掲げられる。

#### 第四条

1 日本国の権限のある当局は、第一条にいう漁

二八六

5 船は、この協定の第一条という漁業水域において漁獲に従事するときは、当該漁船に対して発給された許可証を船橋内又はこれに準ずる場所に常時備え付けていなければならない。

6 ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関は、船長が交代し又は乗組員の数に変更がある場合には、十日以内に、許可証を発給した日本国の権限のある当局に通報する。

7 ソヴィエト社会主義共和国連邦側は、日本国の権限のある機関に対し、無線又は電報によりこの協定の第一条にいう漁業水域における漁獲に関する句ごとの情報(両国の権限のある機関の間で合意される様式による。)を通報し、並びに日本語及びロシア語によるこの漁業水域における漁獲に関する月ごとの資料(両国の権限のある機関の間で合意される様式による。)を郵送する。これらの句ごとの情報及び月ごとの資料は、その句及び月の末日の後それぞれ五日及び十日以内に、日本国の権限のある機関に提出する。

8 許可証の発給を受けたソヴィエト社会主義共和国連邦の漁船は、この協定の第一条にいう漁業水域において漁獲を行う場合には、操業日誌(両国の権限のある機関の間で合意される様式による。)に記載しておかなければならない。

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

# 一 本件の要旨及び目的

政府は、我が国が、漁業水域に関する暫定措置法に基づき本年七月一日から同法に従って定められる漁業水域において漁業に関する管轄権を行使していることにかんがみ、同水域内におけるソヴィエト社会主義共和国連邦の漁業に関する両国間の協定を締結するため、本年六月末以来東京において交渉を行ってきたが、協定の案文について最終的に合意をみるに至つたので、本来八月四日東京においてこの協定の署名が行われた。

この協定の主な内容は次のとおりである。

1 この協定は、日本国の漁業水域に関する暫定措置法に従って定められる漁業水域においてソヴィエト社会主義共和国連邦の漁船が漁獲を行う手続及び条件を定めることを目的とする。

2 ソヴィエト社会主義共和国連邦に対する本年の漁獲割当ての量及び魚種別組成並びに操業区域及び条件は、この協定の署名の日に交換される両国の権限のある当局の間の書簡に掲げられること。

3 日本国の権限のある当局は、ソヴィエト社会主義共和国連邦の漁船に対し許可証を発給すること、また、許可証の発給に関し妥当な料金を徴収することができること。

4 ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、同国の漁船が、この協定の規定及び日本国にお

いて定められている法令に従うことを確保すること、これらの規定又は法令に従わない漁船は、日本国の法律に従い責任を負うこと。

5 ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、日本国の公務員が、ソヴィエト社会主義共和国連邦の漁船に乗船する機会が与えられることとなること並びに当該漁船の船長及び船員が検査の実施について協力することを確保すること。

6 日本国の権限のある機関によつてソヴィエト社会主義共和国連邦の漁船が拿捕されたときは、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府に対し、その旨が通報されること、拿捕された漁船及び乗組員は、適当な担保又はその他の保証が提供された後に遅滞なく釈放されること。

7 この協定のいかなる規定も、第三次国際連合海洋法会議において検討されている海洋法の諸問題についても、相互の関係における諸問題についても、いずれの政府の立場又は見解を害するものとみなしてはならないこと。なお、この協定は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認され、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、一九七七年十二月三十一日まで効力を有することになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ

き、国会の承認を求めるといのである。

# 二 本件の議決理由

さきに締結した日ソ漁業暫定協定に基づき、ソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合において我が国の漁船が操業を認められていることにかんがみ、我が国が、我が国の漁業水域においてソヴィエト社会主義共和国連邦の漁船の操業を認めるこの協定を締結することは、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和五十二年十一月十八日

外務委員長 竹内 黎一  
衆議院議長 保利 茂殿

日本国と中華人民共和国との間の商標の保護に関する協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年十月二十八日

参議院議長 安井 謙  
衆議院議長 保利 茂殿

日本国と中華人民共和国との間の商標の保護に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国と中華人民共和国との間の商標の保護に

昭和五十二年十一月二十二日 衆議院會議録第十四号

日本国と中華人民共和国との間の商標の保護に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 国際協  
定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案 二八八

関する協定の締結について、日本国憲法第七十三  
条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を  
求める。

日本国と中華人民共和国との間の商標の保  
護に関する協定

日本国政府及び中華人民共和国政府は、  
千九百七十二年九月二十九日に北京で発出され  
た両国政府の共同声明の精神に基づき、

商標の保護によつて両国間の貿易関係を一層発  
展させることを希望し、  
友好的な協議を経て、  
次のとおり協定した。

#### 第一条

いずれの一方の締約国の法人（外国貿易機構を  
含む）及び自然人も、他方の締約国の領域内にお  
いて、商標権その他商標登録に関する権利を享有  
することに關して、いかなる第三国の法人（外国  
貿易機構を含む）及び自然人に与えられる待遇よ  
りも不利でない待遇を与えられる。

#### 第二条

1 この協定は、その効力発生のために国内法上  
必要とされる手続がそれぞれの国において完了  
したことを確認する旨の通告が交換された日か  
ら三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、  
三年間効力を有するものとし、その後は、2の  
規定に定めるところによつて終了するまで効力  
を存続する。

2 いずれの一方の締約国も、三箇月前に他方の  
締約国に対して文書による予告を与えることに  
より、最初の三年の期間の満了の際又はその後  
いつでもこの協定を終了させることができる。

千九百七十七年九月二十九日に北京で、ひとし  
く正文である日本語及び中国語により本書二通を  
作成した。

日本国政府のために

佐藤正二

中華人民共和国政府のために

李 強

日本国と中華人民共和国との間の商標の保  
護に関する協定の締結について承認を求め  
るの件（衆議院送付）に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

政府は、昭和四十九年一月以来中華人民共和  
国政府との間の商標保護協定の締結について交  
渉を行つてきた結果、合意に達したので昭和五  
十二年九月二十九日北京において、本協定に署  
名を行つた。

本協定は、商標の保護によつて日中両国間の  
貿易関係を一層発展させることを目的とし、い  
ずれの一方の締約国の国民（法人を含む）も、  
他方の締約国の領域内において、商標権その他

商標登録に関する権利を享有することに關し  
て、最惠国待遇を与えられることを定めてい  
る。

なお、この協定は、国内法上必要とされる手  
続がそれぞれの国において完了したことを確認  
する旨の通告が交換された日から三十日目の日  
に効力を生じ、三年間効力を有するものとし、  
その後は、三箇月前に他方の締約国に対して文  
書による予告を与えることにより、最初の三年  
の期間の満了の際又はその後いつでもこの協定  
を終了させることができることになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本  
国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ  
き、国会の承認を求めるというのである。

#### 二 本件の議決理由

本協定を締結することは、商標の保護によつ  
て、日中両国間の貿易関係を一層発展させるも  
のと期待されるので、適切な措置であると認め  
、本件は承認すべきものと議決した次第であ  
る。

右報告する。

昭和五十二年十一月十八日

外務委員長 竹内 黎一

衆議院議長 保利 茂殿

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する  
臨時措置法案  
右の議案を提出する。

昭和五十二年十一月二十二日

提出者

社会労働委員長 橋本龍太郎

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関す  
る臨時措置法案

#### (目的)

第一条 この法律は、漁業をめぐる国際環境が急  
激に変化している状況下における国際協定の  
締結等の事態に対処するための漁船の隻数の縮  
減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生する  
ことが見込まれること等の事情にかんがみ、再  
就職の促進等のための特別の措置を講じ、もつ  
て漁業離職者の職業及び生活の安定に資するこ  
とを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「特定漁業」とは、我が  
国の漁業者が行う漁業について操業区域、漁獲  
量等に関し国際協定等により規制が強化された  
ことに対処するため、緊急に漁船の隻数を縮減  
することを余儀なくされ、これに伴い一時に相  
当数の離職者が発生するものとして政令で定め  
る業種に係る漁業をいう。

2 この法律において「漁業離職者」とは、特定漁  
業に従事していた者であつて、前項に規定する  
国際協定等に対処するために漁業者が実施する  
漁船の隻数の縮減（以下「減船」という。）に伴い  
離職を余儀なくされたもののうち、現に失業し

ており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるものをいう。

(職業訓練)

第三条 労働大臣は、漁業離職者の再就職を容易にするため、必要な職業訓練の実施に関し、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練、職業訓練施設、受講定員等について特別の措置を講ずるものとする。

2 前項の措置に係る専修職業訓練校における職業訓練に要する費用については、国は、職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第九十九条の規定による負担を行うほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を負担することができる。

(漁業離職者求職手帳)

第四条 公共職業安定所長は、漁業離職者で次の各号に該当すると認定したものに對し、その者の申請に基づき、漁業離職者求職手帳(以下「手帳」という。)を発給する。

一 当該離職の日が、当該漁船の必要が生じた日として当該特定漁業(こと)に労働省令で定める日から、当該漁船が実施された日の翌日から起算して一週間を経過する日までの間(その期間内に離職しなかつたことについて特別の事情があると公共職業安定所長が認めたときは、その事情がやんだ日の翌日から起算して一週間を経過する日までの間)にあること。

二 当該離職の日まで一年以上引き続き当該漁船に係る漁業者の行う特定漁業に従事していたこと又はこれに相当するものとして労働省令で定める状態にあつたこと。

三 労働の意思及び能力を有すること。

四 当該離職の日以後において安定した職業に就いたことがないこと。

2 前号第一号の労働省令の制定又は改正に当たっては、労働大臣は、農林大臣の意見を聴かなければならない。

3 手帳は、労働省令で定める期間、その効力を有する。

4 手帳は、公共職業安定所長が、当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その効力を失う。

一 労働の意思又は能力を有しなくなつたとき。

二 新たに安定した職業に就いたとき。

三 次条第三項の規定に違反して再度就職指導を受けなかつたとき。

四 偽りその他不正の行為により、第七条第一項又は第二項の給付金(事業主に対して支給するものを除く。)の支給を受け、又は受けようとしたとき。

5 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨をその者に通知する。

6 第一項及び第三項から前項までに定めるもののほか、手帳の発給の申請、発給、返納その他

手帳に関し必要な事項は、労働省令で定める。(就職指導)

第五条 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者(以下「手帳所持者」という。)に對し、その者の再就職を促進するために必要な職業指導(以下「就職指導」という。)を行うものとする。

2 公共職業安定所長は、手帳所持者に対し、公共職業訓練施設(以下「職業訓練施設」という。)を受けることその他その者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

3 手帳所持者は、労働省令で定めるところにより、定期的に、公共職業安定所長が指定した日に公共職業安定所に出頭し、就職指導を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかの理由により公共職業安定所に出頭することができなかつたときは、この限りでない。

一 疾病又は負傷

二 公共職業安定所の紹介による求人者との面接

三 前項の規定により公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設(以下「職業訓練施設」という。)の職業訓練の受講

四 天災その他やむを得ない理由

五 その他労働省令で定める理由

(就職促進指導官)

第六条 就職指導は、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第九条の二第一項の就職促進指導官に行わせるものとする。

(給付金の支給等)

第七条 国は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に對し、次の各号に掲げる給付金を支給することができる。

一 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設(以下「職業訓練施設」という。)を受けるために待期している間についての訓練待期手当又は手帳所持者の再就職の促進を図るための就職促進手当に充てるための広域求職活動費

三 就職又は知識若しくは技能の習得をするための住所又は居所の変更に必要な費用に充てるための移転費

四 前各号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

2 都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に對し、次の各号に掲げる給付金を支給することができる。

一 公共職業訓練施設(以下「職業訓練施設」という。)の職業訓練又は作業環境に適應させる訓練を受けることを容易にするための訓練手当

二 手帳所持者を作業環境に適應させる訓練を行うことを促進するための職場適応訓練費

昭和五十二年十一月二十二日 衆議院會議録第十四号 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案

二九〇

3 国は、労働大臣が定める基準に従い、都道府県に対し、前項第一号に掲げる訓練手当に要する費用の三分の二を、同項第二号に掲げる職場適応訓練費に要する費用の二分の一を、それぞれ負担する。

4 第一項及び第二項の規定による給付金の支給に關し必要な基準は、労働省令で定める。

(給付金の支給を受ける権利の譲渡等の禁止)

第八條 前条第一項又は第二項の給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第九條 租税その他の公課は、第七條第一項及び第二項の給付金(事業主に対して支給するものを除く。)を標準として課することができない。

(公共事業についての配慮)

第十條 労働大臣は、必要があると認めるときは、公共事業(国自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。)を計画実施する国の機関又は地方公共団体等(これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。)に対し、漁業離職者の雇入れの促進について配慮するよう要請することができる。

(船員とならうとする者に関する特例等)

第十一條 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六條第一項に規定する船員とならうとする漁業離職者に関しては、第三條から第九條までの規定(第四條第一項(第一号及び第二号を除く。))を除く。中「労働大臣」とあるのは「海運局長」と、「公共職業安定所長」とあるのは「運輸局長」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、「公共職業訓練施設の行う職業訓練」とあるのは「職業訓練」と。

あるのは「職業訓練」と、「公共職業安定所」とあるのは「海運局」と、第四條第一項(第一号を除く。中「公共職業安定所長」とあるのは「海運局長(運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第三十九條の海運局長をいう。以下同じ。))」と、第七條第一項第二号中「広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための広域求職活動費」とあるのは「手帳所持者の知識及び技能の習得を容易にするための技能習得手当」とする。

2 前項に規定する漁業離職者に関しては、第三條第二項、第六條、第七條第二項及び第三項並びに前條の規定は、適用しない。

3 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第十三條第一項中「他の法令」とあるのは「國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第号)及びその他の法令」とする。

(船員保険法の特例)

第十二條 手帳所持者であつて船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十三條ノ三第一項の規定に該当するもののうち、公共職業安定所(同法第三十三條ノ四第一項に規定する公共職業安定所をいう。)(又は海運局(同法第三十三條ノ四第一項に規定する海運局をいう。))以下この項において「公共職業安定所等」と総称する。の長が次の各号に該当すると認めたものであり、かつ、同法第三十三條ノ十二第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上であるものについては、同法第三十三條ノ十二第一項の規定にかかわらず、次項の規定による期間内の失業している日について、同法同条同項の規定により、同法同条同項の所定給付日数(同法同条同項に規定する所定給付日数をいう。以下この項において同じ。))を超える失業保険金の支給を行うことができる。この場合において、当該所定給付日数を超えて失業保険金を支給する日数は、同法同条同項後段の規定にかかわらず、

臨時措置法案

ず、同法同条同項後段の政令で定める日数に三十日を加えた日数を限度とするものとする。

一 所定給付日数に相当する日数分の失業保険金の支給を受け終わる日(船員保険法第三十三條ノ十三から第三十三條ノ十三ノ三までの規定により職業補導延長給付又は全国延長給付を受けている者にあつては、これらの規定によるこれらの給付が終わる日)までに職業に就くことができない見込みがなく、かつ、特に再就職のために援助を行う必要があると認められる者

二 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所等に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所等の紹介する職業に就くこと、第五條第二項の規定による公共職業安定所等の長の指示した職業訓練等を受けること又は同条第三項の規定による就職指導を受けることを拒んだことのある者以外の者

2 前項及び船員保険法第三十三條ノ十二第二項の規定による失業保険金の支給を受けることができる者の同法同条第二項に規定する支給を受ける期間は、当該期間に三十日を加えた期間とする。

3 第一項の規定の適用を受ける者に対する船員保険法の規定の適用については、同法第三十三條ノ十三ノ三第一項中「個別延長給付及職業補導延長給付」とあるのは、「個別延長給付(國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第号)第十二條第一項ノ規定ニ依ルモノヲ含ム以下同ジ)及職業補導延長給付」とする。

附則

(施行期日)  
1 この法律は、昭和五十二年十二月一日から施行する。  
2 この法律は、昭和五十四年十一月三十日限り(この法律の失効)

り、その効力を失う。ただし、この法律の失効の際現に手帳所持者である者に関しては、なおその効力を有する。

(労働省設置法の一部改正)

3 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十條 第一項第八号中「炭鉱離職者臨時措置法(第五條及び第三章の規定を除く。))」を「炭鉱離職者臨時措置法(第五條及び第三章の規定を除く。)(國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第号)第三條の規定を除く。))」に改める。

第十條の二第六号中「炭鉱離職者」を「炭鉱離職者、漁業離職者」に改める。

第十八條 第一項中「炭鉱離職者臨時措置法(これに基づく命令を含む。))」を「炭鉱離職者臨時措置法(これに基づく命令を含む。)(國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(これに基づく命令を含む。))」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

4 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第号)

理由

漁業をめぐる國際環境が急激に変化している状況下における國際協定の締結等の事態に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、漁業離職者の職業及び生活の安定に資するため、再就職の促進等のための特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費  
 本案施行に要する経費としては、約七十五億円の  
 の見込みである。

### 中小企業倒産防止共済法案

右  
 国会に提出する。

昭和五十二年十一月七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

### 中小企業倒産防止共済法

(目的)

第一条 この法律は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が倒産する等の事態の発生を防止するため、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による中小企業倒産防止共済制度を確立し、中小企業の経営の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに

政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

### 企業組合

### 協業組合

六 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であつて、政令で定める要件に該当するもの

2 この法律において「共済契約」とは、中小企業者が中小企業共済事業団（以下「事業団」という。）に掛金を納付することを約し、事業団がその中小企業者の取引の相手方たる事業者につき次の各号の一に該当する事態（以下「倒産」という。）が生ずることに關し、この法律の定めるところにより共済金を貸し付けることを約する契約をいう。

一 破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てがなされること。  
 二 手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行つてゐる金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してなされること。  
 三 この法律において「共済契約者」とは、共済契約の当事者のうち事業団以外の者をいう。

第三條 引き続き一年以上事業を行つてゐる中小企業者でなければ、共済契約を締結することができない。

2 現に共済契約者である中小企業者は、新たな共済契約を締結することができない。  
 3 事業団は、次の各号に掲げる場合を除いては、共済契約の締結を拒んではならない。  
 一 共済契約の申込みが第七條第二項の規定により共済契約を解除され、その解除の日から一年を経過しない者であるとき。

二 共済契約の申込みが偽りその他の不正の行為

によつて共済金の貸付け又は解約手当金の支給を受け、又は受けようとした日から一年を経過しない者であるとき。  
 三 前二号に掲げるもののほか、当該共済契約の締結によつて中小企業倒産防止共済事業の適正円滑な運営を阻害することとなるおそれがある事由として通商産業省令で定める事由があるとき。

第四條 共済契約は、掛金月額を定めて締結するものとする。

2 掛金月額は、五千元、一万元、一万五千元又は二万円とする。

（契約の申込み）  
 第五條 共済契約の申込みは、掛金月額を明らかにし、掛金月額に相当する額の申込金を添えてしなければならない。

2 申込金は、共済契約が効力を生じた日の属する月の掛金に充當する。

3 事業団は、共済契約の締結を拒んだときは、遅滞なく、申込金を返還しなければならない。  
 （契約の成立）  
 第六條 共済契約は、事業団がその申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

（契約の解除）  
 第七條 事業団は、次項に規定する場合を除いては、共済契約を解除することができない。

2 事業団は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除しなければならない。  
 一 共済契約者が通商産業省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠つたとき。  
 二 共済契約者が偽りその他の不正の行為によつて共済金の貸付け又は解約手当金の支給を受け、又は受けようとしたとき。  
 3 共済契約者は、いつでも共済契約を解除することができ。

4 共済契約者が死亡し、解散し、又はその事業

の全部を譲り渡した場合において、第十二條第一項の規定による承継がなかつたときは、当該共済契約者に係る共済契約は、当該死亡、解散又は事業の全部の譲渡の時に解除されたものとみなす。

5 共済契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。  
 （掛金月額の変更）  
 第八條 事業団は、共済契約者から掛金月額の増加の申込みがあつたときは、これを承諾しなければならない。

2 事業団は、共済契約者からの掛金月額の減少の申込みについては、通商産業省令で定める場合を除き、これを承諾してはならない。

3 前二項の申込みは、増加後又は減少後の掛金月額を明らかにしてしなければならない。

4 第六條の規定は、掛金月額の増加又は減少について準用する。  
 （共済金の貸付け）  
 第九條 事業団は、共済契約者の取引の相手方たる事業者につき倒産が発生したときは、共済契約が効力を生じた日から倒産の発生の日までの期間が六月未満であるとき及び倒産の発生の日までに掛金が納付された月数が六月未満であるときを除き、共済契約者に対し、その請求により共済金を貸し付ける。ただし、その請求の時に共済契約者が中小企業者に該当しない場合及び次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 請求が倒産の発生の日から六月を経過した日後にされたものであるとき。  
 二 貸し付けることとなる共済金の額が少額であつて通商産業省令で定める額に達しないものであるとき。

三 共済契約者につき倒産又はこれに準ずる事態として通商産業省令で定める事態が生じているとき。

2 前項の共済金の貸付額は、貸付けの請求があつた日における納付された掛金の合計額から次

の全部を譲り渡した場合において、第十二條第一項の規定による承継がなかつたときは、当該共済契約者に係る共済契約は、当該死亡、解散又は事業の全部の譲渡の時に解除されたものとみなす。

の各号に掲げる額の合計額を控除した額の十倍に相当する額と倒産に係る取引の相手方たる事業者に対する売掛金債権その他の通商産業省令で定める債権(以下「売掛金債権等」という。)のうち回収が困難となつたものの額(共済契約者とその取引の相手方たる事業者との取引関係が通商産業省令で定める要件に該当する場合にあつては、その額と共済契約者の取引関係の変化による影響を緩和するため緊急に必要な資金の額として通商産業省令で定めるところにより算定した額との合計額。以下同じ。)とのいずれか少ない額の範囲内において、共済契約者が請求した額とする。

一 既に貸付けを受け、又は受けることとなつた共済金の額の十分の一に相当する額

二 既に次条第五項の規定により償還又は納付に充てられた掛金の額

三 倒産の発生の日前六月以内に掛金月額の増加の効力が生じた共済契約に係る貸付けにあつては、納付された掛金のうち当該増加分に相当する掛金の合計額

3 事業団は、共済金の貸付けを請求した共済契約者が既に貸付けを受けた共済金の償還を怠つていたり又は当該売掛金債権等を有することとなつたこと若しくはその回収が困難となつたことにつき当該共済契約者に悪意若しくは重大な過失があつたと認められるときは、共済金の全部又は一部につき、貸付けをしないことができる。

(共済金の貸付けの条件等)

第十条 共済金は、無利子とし、その償還期間は、五年(据置期間を含む。)を超えない範囲内において政令で定める期間とする。

2 事業団は、通商産業省令で定める場合を除き、共済金の貸付けについて、担保(保証人の保証を含む。)を提供させないものとする。

3 事業団は、共済金の貸付けを受けた者が共済金をその償還期日までに償還しなかつたとき

は、その者に対し、その延滞した額につき年十四・六パーセントの割合で償還期日の翌日から償還の日の前日までの日数によつて計算した額の範囲内において、違約金を納付させることができる。

4 事業団は、災害その他やむを得ない事由により共済金の貸付けを受けた者が共済金をその償還期日までに償還することができないと認めるときは、その償還期日を繰り下げることができる。

5 事業団は、共済金の償還期日後通商産業省令で定める期間を経過したのちなお償還を受けるべき共済金又は納付を受けるべき違約金があるときは、納付された掛金をもつて、その共済金の償還又は違約金の納付に充てることができる。

(解約手当金)

第十一条 共済契約が解除された場合において掛金が納付された月数が十二月以上であるときは、事業団は、共済契約者に解約手当金を支給する。

2 第七条第二項第二号の規定により共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず、解約手当金は、支給しない。ただし、通商産業省令で定める特別の事情があつた場合は、この限りでない。

3 解約手当金の額は、次項の規定により算定される掛金総額に、掛金が納付された月数、共済契約の解除の事由等を基礎として政令で定める割合を乗じて得た額とする。

4 掛金総額は、共済契約の解除の時に納付された掛金の合計額から既に貸付けを受け又は受けることとなつた共済金の額の十分の一に相当する額と既に前条第五項の規定により償還又は納付に充てられた額との合計額を控除した額とする。

5 事業団が共済契約者に解約手当金を支給すべき場合において、償還を受けるべき共済金であ

つて償還期日を過ぎたもの、前条第三項の規定により納付を受けるべき違約金又は第十三条の規定により返還を受けるべき共済金若しくは解約手当金があるときは、事業団は、当該解約手当金の額からこれらの額を控除することができる。

(承継)

第十二条 共済契約者について、相続若しくは合併又はその事業の全部の譲渡があつたときは、その包括承継人又はその事業の全部の譲受人(以下「承継人等」という。)は、通商産業省令で定める期間内に事業団に申出をし、その承諾を得て、当該共済契約者の有していた地位を承継することができる。

2 事業団は、次の各号に掲げる場合を除いては、前項の承諾を拒んではならない。

一 当該承継人等が中小企業者でないとき。

二 当該承継人等につき第三条第三項各号に掲げる事由があるとき。

3 第一項の規定による承継をした共済契約者につき、掛金月額が二万円を超えることとなるときは、その掛金月額は、二万円とする。

4 第一項の規定による承継をした共済契約者につき、前条第四項の規定の例により算定される掛金総額が百二十万円を超えることとなるときは、その掛金総額は、百二十万円となるものとし、事業団は、その超えることとなる額をその者に返還する。

5 前二項に定めるもののほか、承継に関し必要な事項は、政令で定める。

(共済金及び解約手当金の返還)

第十三条 偽りその他不正の行為によつて共済金の貸付け又は解約手当金の支給を受けた者があつた場合は、事業団は、その者から当該共済金又は解約手当金を返還させることができる。

(掛金の納付)

第十四条 共済契約者は、第三項から第五項までに規定する場合を除き、共済契約が効力を生じ

た日の属する月から共済契約が解除された日の属する月までの各月につき、その月の末日(共済契約が解除された日の属する月にあつてはその解除の日)における掛金月額により、その月の末日までに掛金を納付しなければならない。

2 掛金は、分割して納付することができる。

3 共済契約者は、掛金を納付することにより第十一条第四項の規定の例により算定される掛金総額が百二十万円を超えることとなるときは、その超えることとなる額につき掛金を納付することができる。

4 第十一条第四項の規定の例により算定される掛金総額が掛金月額(掛金月額の増加又は減少があつたときは、その増加後又は減少後の掛金月額)の六十倍に相当する額に達している共済契約者は、通商産業省令で定めるところにより、事業団に通知して、掛金を納付しないことができる。

5 第九条第一項の規定により共済金の貸付けを受け、又は受けることとなつた共済契約者は、事業団の承諾を得て、当該共済金の償還に係る据置期間の範囲内の期間に限り、掛金を納付しないことができる。この場合において、事業団は、その納付しないことにつきやむを得ない事情があると認めるときに限り、その承諾をするものとする。

(前納)

第十五条 事業団は、共済契約者が、その納付すべき月の前月末日以前に掛金の納付(以下「掛金前納」という。)をしたときは、通商産業省令で定めるところにより、その掛金の額を減額することができる。

2 掛金前納がされた掛金については、その納付すべき各月の初日が到来した時に、それぞれその月の掛金が納付されたものとみなす。

(割増金)

第十六条 事業団は、共済契約者が掛金をその納付期限までに納付しなかつたときは、その者に

対し、その延滞した額につき年十四・六パーセントの割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によつて計算した額の範囲内において、割増金を納付させることができる。

#### (納付期限の延長)

第十七条 事業団は、災害その他やむを得ない事由により共済契約者が掛金をその納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。

#### (時効)

第十八条 解約手当金の支給を受ける権利は五年間、掛金の納付を受ける権利及び申込金の返還を受ける権利は二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

#### (期間計算の特例)

第十九条 共済金の貸付け、解約手当金の支給又は申込金の返還の請求に係る期間を計算する場合において、その請求が書面の郵送により行われたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

#### (課税の特例)

第二十条 この法律の規定に基づき掛金を納付した共済契約者については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、法人税又は所得税の課税につき特別の措置を講ずるものとする。

#### (検討)

第二十一条 掛金の額、共済金の貸付額その他中小企業倒産防止共済制度に関する基本的事項は、少なくとも五年ごとに、中小企業倒産防止共済事業の収支状況及び利用状況の推移及び予想等を基礎として検討するものとする。

#### 附則

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

昭和五十二年十一月二十二日 衆議院会議録第十四号 中小企業倒産防止共済法案及び同報告書

#### (掛金前納及び共済金の貸付けに関する特例)

第二条 共済契約者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間において掛金前納をするときは、その掛金前納に際し、掛金前納の六十倍に相当する額から既に納付された掛金の額及び既に掛金前納をしたときはその掛金(第十五条第二項の規定により納付された掛金とみなされたものを除く)の額を控除した額(共済契約の申込みの時に掛金前納をする場合にあつては、掛金前納の六十倍に相当する額から申込金の額を控除した額)の範囲内の額に限り、その掛金前納に係る掛金につき、同条第一項の規定による減額をすることを要しない旨を、事業団に申し出ることができる。

#### 2 前項の規定による申出をしたところにより掛金前納をした共済契約者の取引の相手方たる事業者につき倒産が発生した場合であつて、当該共済契約者との取引の対価として当該事業者が振り出した約束手形又は当該事業者が引き受けた為替手形であつて当該共済契約者が通商産業省令で定める金融機関により割引を受けたものにつき当該共済契約者が当該金融機関から請求権の行使又は買戻すべき旨の請求を受けてこれに応じた場合における共済金の貸付けに関する第九條第一項の規定の適用については、同項中「六月未満」とあるのは、「三月未満」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第九條第一項の共済金の貸付額は、同条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額のうちのいずれか少ない額の範囲内において、共済契約者が請求した額とする。

一 倒産に係る取引の相手方たる事業者に対する売掛金債権等のうち回収が困難となつたものの額

二 貸付けの請求があつた日における納付された掛金と倒産の発生前三月以前に第一項の規定による申出に係る掛金前納がされた掛金(第十五条第二項の規定により納付された掛金とみなされたものを除く)との合計額(共済契約が効力を生じた日から倒産の発生の日までの期間が六月未満であるとき又は倒産の発生の日までに掛金が納付された月数が六月未満であるときは、倒産の発生前三月以前に第一項の規定による申出に係る掛金前納がされた掛金の額から第九條第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額の十倍に相当する額

三 貸付けの請求があつた日における納付された掛金の合計額から第九條第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額の十倍に相当する額と当該請求権の行使又は買戻すべき旨の請求に係る手形の額面額との合計額(共済契約が効力を生じた日から倒産の発生の日までの期間が六月未満であるとき又は倒産の発生の日までに掛金が納付された月数が六月未満であるときは、当該手形の額面額)

4 第一項の規定による申出に係る掛金前納をした共済契約者に係る解約手当金の支給及び掛金総額の算定に関する事項並びに第二項の規定により読み替えて適用する第九條第一項の規定により共済金の貸付けを受け又は受けることとなつた共済契約者の取引の相手方たる事業者につき新たに倒産が発生した場合における共済金の貸付けに関する事項については、政令で定める。適用上必要な読替えについては、政令で定める。

#### (小規模企業共済法の一部改正)

第三条 小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小規模企業共済等に関する法律

目次中「第三章 小規模企業共済事業団」を「第三章 中小企業共済事業団」に改める。

「第一条中」確立し、もつて」を「確立するとともに、その共済制度及び中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第 号)の規定による共済制度の運営の業務を中小企業共済事業団に

行わせることにより」に、「寄与する」を「寄与し、あわせて中小企業の経営の安定に資する」に改める。

第二条第二項中「小規模企業共済事業団」を「中小企業共済事業団」に改める。

「第三章 小規模企業共済事業団」を「第三章 中小企業共済事業団」に改める。

第二十三条を次のように改める。

(目的)

第二十三条 事業団は、小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済法の規定による中小企業倒産防止共済制度の運営等を行うことを目的とする。

第二十八条中「小規模企業共済事業団」を「中小企業共済事業団」に改める。

第三十条中「二人」を「三人」に改める。

第三十九条第五項中「小規模企業」を「中小企業」に改める。

第四十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 中小企業倒産防止共済法の規定による中小企業倒産防止共済事業を行うこと。

第四十三条第一項第一号中「共済金等」を「小規模企業共済事業に係る共済金等」に改め、同項第二号中「掛金」を「小規模企業共済事業に係る掛金」に改め、同項に次の二号を加える。

四 中小企業倒産防止共済事業に係る共済金の貸付け及び解約手当金の支給に関する業務

五 中小企業倒産防止共済事業に係る掛金及び申込金の取納及び返還に関する業務

第四十三條第二項中「前項第二号」の下に「及び第五号」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第四十七條の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第四十七條の二 事業団の経理については、第

四十二条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係るものその他の業務に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。  
第四十九条の見出しを「(借入金)」に改め、同条第一項中「受けて、」の下に「長期借入金又は」を加える。

第六十三条中「小規模企業共済事業団」を「中小企業共済事業団」に改める。  
(小規模企業共済法の改正に伴う経過措置)

第四十条 小規模企業共済事業団は、この法律の施行の時に於いて、中小企業共済事業団となるものとする。

2 この法律の施行の際現に中小企業共済事業団という名称を用いている者については、改正後の小規模企業共済等に関する法律第二十八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第四号イ中「小規模企業共済法」を「小規模企業共済等に関する法律」に改める。

第七十二条の五第一項第四号中「小規模企業共済事業団」を「中小企業共済事業団」に改める。  
第三百三十四号の二第一項第四号イ中「小規模企業共済法」を「小規模企業共済等に関する法律」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「小規模企業共済事業団」を「中小企業共済事業団」に改める。

(所得税法の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第二項第一号中「小規模企業共済法」を「小規模企業共済等に関する法律」に改める。

別表第一第一号の表中「小規模企業共済事業団」の項を削り、中央労働災害防止協会の項の次に次のように加える。

中小企業共済事業団 小規模企業共済等に関する法律

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中「小規模企業共済事業団」の項を削り、中央労働災害防止協会の項の次に次のように加える。

中小企業共済事業団 小規模企業共済等に関する法律(昭和四十年法律第二百二二号)

(印紙税法の一部改正)

第九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表中「小規模企業共済事業団」の項を削り、中央労働災害防止協会の項の次に次のように加える。

中小企業共済事業団 小規模企業共済等に関する法律(昭和四十年法律第二百二二号)

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三中十三の項を削り、十四の項を十三の項とし、十四の二の項を十四の項とし、十八の二の項の次に次のように加える。

|      |                                |                                 |
|------|--------------------------------|---------------------------------|
| 十八の三 | 中小規模企業共済等に関する法律(昭和四十年法律第二百二二号) | 事務所用建物所有権の取得登記又は当該建物の敷地の権利の取得登記 |
|------|--------------------------------|---------------------------------|

(行政管理局設置法の一部改正)

第十一条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「小規模企業共済事業団」を「中小企業共済事業団」に改める。

第十二条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の三の二中「小規模企業共済法」を「小規模企業共済等に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の三の三 中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第 号)による中小企業倒産防止共済事業に関する事。

第四条第五項中「第四号の三の二」の下に「第四号の三の三」を加える。

理 由

取引先の企業の倒産の影響を受けて中小企業が倒産する等中小企業の経営の安定に重大な支障が生じている状況にかんがみ、中小企業倒産防止共済制度を創設するとともに、この制度の運営を小規模企業共済事業の運営と併せて中小企業共済事業団に行わせる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業倒産防止共済法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が倒産する等の事態の発生を防止するため、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、そ

の提出による中小企業倒産防止共済制度を確立し、中小企業の経営の安定に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

(1) この法律において「中小企業者」とは次の者をいう。

① 資本の額又は出資の総額が一億円以下(卸売業にあつては三千万円以下、小売業・サービス業にあつては千万円以下、政令で定める業種にあつては政令で定める金額以下)の会社並びに従業員の数が三百人以下(卸売業にあつては百人以下、小売業・サービス業にあつては五十人以下、政令で定める業種にあつては政令で定める数以下)の会社及び個人

② 企業組合及び協業組合

③ 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であつて、政令で定める要件に該当するもの。

(2) この法律において「共済契約」とは、中小企業者が中小企業共済事業団(以下「事業団」という。)に掛金を納付することを約し、事業団がその中小企業者の取引の相手方たる事業者につき次の一つに該当する事態(以下「倒産」という。)が生ずることに關し、この法律の定めるところにより共済金を貸し付けることを約する契約をいう。

① 破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てがされること。

② 手形交換所において、金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がされること。

(3) この法律において「共済契約者」とは、共済契約の当事者のうち事業団以外の者をいう。

## 2 契約の締結

(1) 引き続き一年以上事業を行っている中小企業者でなければ、共済契約を締結することができない。また、現に共済契約者である中小企業者は、新たな共済契約を締結することができない。

(2) 共済契約の申込者が共済契約を解除されたから一年を経過しない者である場合等を除き、事業団は、共済契約の締結を拒んではならない。

(3) 共済契約は掛金月額を定めて締結するものとし、その掛金月額は五千元、一万円、一万五千元又は二万円とする。

## 3 契約の解除

(1) 事業団は、共済契約者に掛金の怠納、不正等一定の事由がある場合には、共済契約を解除しなければならないが、その場合を除いては、共済契約を解除することができない。

(2) 共済契約者は、いつでも共済契約を解除することができる。

## 4 掛金月額の變更

(1) 事業団は、共済契約者から掛金月額の増加の申込みがあつたときは、これを承諾しなければならない。

(2) 事業団は、共済契約者からの掛金月額の減少の申込みについては、通商産業省令で定める場合を除き、これを承諾してはならない。

## 5 共済金の貸付け

(1) 事業団は、共済契約者の取引の相手方たる事業者につき倒産が発生したときは、倒産発生の日までに掛金が納付された月数が六月未満であるとき、貸付けの請求が倒産発生の日から六月を経過した日後にされたとき等を除き、共済契約者に対し、その請求により共済金を貸付ける。

(2) 共済金の貸付け額は、貸付けの請求があつた日における納付された掛金の合計額の十倍に相当する額から既に貸付けを受けた共済金の額等を控除した額と倒産に係る取引の相手方たる事業者に対する売掛金債権等のうち回収が困難となつたものの額（取引関係が通商産業省令で定める要件に該当する場合にあつては、その額と共済契約者の取引関係の変化による影響を緩和するため緊急に必要な資金の額として通商産業省令で定めるところにより算定した額との合計額。）とのいずれか少ない額の範囲内において、共済契約者が請求した額とする。

## 6 共済金の貸付けの条件等

(1) 共済金は無利子とし、その償還期間は五年（据置期間を含む。）を超えない範囲内において政令で定める期間とする。

(2) 共済金の貸付けについては、原則として担保（保証人の保証を含む。）を提供させないものとする。

(3) 共済金の償還遅延の場合の違約金及び償還期日の繰り下げについて規定する。

## 7 解約手当金

(1) 共済契約が解除された場合において掛金が納付された月数が十二月以上であるときは、共済契約者に不正があつた場合を除き、事業団は、解約手当金を支給する。

(2) 解約手当金の額は、掛金総額に掛金が納付された月数、共済契約の解除の事由等を基礎として政令で定める割合を乗じて得た額とする。

## 8 承継

(1) 共済契約者について、相続、合併、事業の全部の譲渡があつたときは、その承継人等は、事業団の承諾を得て、当該共済契約者の有していた地位を承継することができ、

(2) 事業団は、当該承継人等が中小企業者でないとき等を除いては、当該承継人の地位

の承継の承諾を拒んではならない。

(3) 承継をした共済契約者につき、掛金月額が二万円を超えることとなるときは、その掛金月額は、二万円とする。また、掛金総額が百二十万円を超えることとなるときは、その掛金総額は、百二十万円となるものとし、事業団は、その超えることとなる額をその者に返還する。

## 9 共済金及び解約手当金の返還

偽りその他不正の行為によつて共済金の貸付け又は解約手当金の支給を受けた者がある場合は、事業団は、その者から当該共済金又は解約手当金を返還させることができる。

## 10 掛金の納付

共済契約者は、掛金総額が百二十万円を超える場合、掛金総額が掛金月額の六十倍に相当する額に達している場合等を除き、各月につき、各月分掛金を納付しなければならない。なお、掛金は、分割して納付することができる。

## 11 課税の特例

共済契約者の掛金については、租税特別措置法で定めるところにより、法人税又は所得税の課税につき特別の措置を講ずるものとする。

## 12 検討

掛金の額、共済金の貸付け額その他中小企業倒産防止共済制度に関する基本的事項は、少なくとも五年ごとに、中小企業倒産防止共済事業の収支状況及び利用状況の推移及び予想等を基礎として検討するものとする。

## 13 その他

契約の申込み、契約の成立、前納、割増金、納付期限の延長、時刻、期間計算の特例について定める。

## 14 施行期日

この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から

## 15 施行する。

(1) 本制度施行後一年以内に本制度に加入した共済契約者については、掛金の一括事前納付を認めるものとする。

(2) この場合の共済事由は、共済契約者が加入後三ヶ月以降に一般の金融機関で割引いた手形が不渡りとなり金融機関から買戻し請求を受けた場合とし、貸付け額は一括納付した掛金の十倍の範囲内で、不渡りとなつた手形の額面額に相当する金額とする。

## 16 小規模企業共済法の一部改正

(1) 小規模企業共済事業団を中小企業共済事業団に改称し、これに中小企業倒産防止共済法による共済制度の運営の業務を行わせるものとする。

(2) これに伴い中小企業共済事業団の理事を一名増員する等小規模企業共済法につき必要な改正を行うものとする。

## 二 議案の可決理由

本案は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が倒産する等の事態を未然に防止するための措置として、有効適切であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十二年十一月二十二日

衆議院議長 保利 茂殿  
商工委員長 野呂 恭一

## 〔別紙〕

中小企業倒産防止共済法案に対する附帯決議  
政府は、現下の厳しい経済情勢の中で中小企業の倒産を未然に防止するため、本法施行に当たり、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。  
一 本共済制度の実施体制を速やかに整備すると

昭和五十二年十一月二十二日 衆議院會議録第十四号 船員の雇用の促進に関する特別措置法案

二九六

ともに、今後の経済情勢及び中小企業者の要請に即応できるよう、その運営実績を勘案して、共済保険制度の導入その他共済制度に関する基本的事項につき検討を加え、制度の改善を期すること。

二 本共済制度の普及について積極的な措置を講じ、制度の基盤の確立を図るとともに、その安定的運営のための政府出資及び中小企業共済事業団に対する助成措置の充実に努めること。

三 共済契約の締結及び共済金貸付け等に関する業務の公正迅速を期するため、窓口となる中小企業関係団体及び金融機関の広範な活用を図るとともに、これらに対し、本法の趣旨を徹底させるよう強力に指導すること。

なお、中小企業者が協同組合等を通じて容易に加入できるよう、運用について配慮すること。

船員の雇用の促進に関する特別措置法案  
右の議案を提出する。

昭和五十二年十一月二十二日

提出者

運輸委員長 大野 明

船員の雇用の促進に関する特別措置法案  
目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 就職促進給付金(第三条―第六条)
- 第三章 船員雇用促進センター(第七条―第十五条)
- 第四章 罰則(第十六条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、海上企業をめぐる経済事情及び国際環境の変化等により離職を余儀なくされる船員の数が増大していること等の状況にかんがみ、船員の雇用の促進に関し必要な措置を

講ずることにより、船員の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「船員」とは、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員をいう。

第二章 就職促進給付金

(就職促進給付金)

第三条 政府は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、海上企業をめぐる経済事情及び国際環境の変化等による事業の規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた船員であつて再び船員とならうとするものの就職を容易にし、及び促進するため、求職者又は事業主に対し、次の各号に掲げる給付金(以下「就職促進給付金」という。)を支給することができる。

一 求職者の求職活動の促進とその生活の安定を図るための給付金

二 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金

三 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金

四 前三号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

2 就職促進給付金の支給を受けることができる者の範囲その他就職促進給付金の支給に関し必要な基準は、運輸省令で定める。

3 前項の基準の作成及びその運用に当たつては、他の法令の規定に基づき支給する給付金でこれに類するものとの関連を十分に参酌し、船員の就職が促進されるように配慮しなければならない。

第四条 就職促進給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)(譲渡等の禁止)

により差し押さえる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第五条 租税その他の公課は、就職促進給付金(事業主に対して支給するものを除く。)を標準として、課することができない。

(報告の徴収)

第六条 海運局長(運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第三十九条の海運局長をいう。)は、就職促進給付金の支給を受け、又は受けた者から当該給付金の支給に関し必要な事項について報告を求めることができる。

第三章 船員雇用促進センター

(指定)

第七条 運輸大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる事業(以下「船員雇用促進事業」という。)を適正かつ確実に行うことができるものと認められるときは、この章の定めるところにより船員雇用促進事業を行う者として、指定することができる。

一 申請者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。

二 申請者が第十五条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者でないこと。

三 申請者の役員のうち、禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないものがないこと。

四 申請者の役員のうち、三年の懲役又は禁錮の刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者がいないこと。

2 運輸大臣は、前項の指定をしたときは、その指定した者(以下「船員雇用促進センター」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 船員雇用促進センターは、その名称、住所又は事務所

は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

4 運輸大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(船員雇用促進事業)

第八条 船員雇用促進センターは、船員の雇用の促進等を図るため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

一 船員に係る求人、開拓その他船員の職域の開拓及び船員の就職の奨励を行うこと。

二 船員の知識又は技能の習得及び向上のための訓練(以下「技能訓練」という。)を行うための施設の設置及び運営並びに事業主その他の者の行う技能訓練の援助を行うこと。

三 前三号に掲げるもののほか、船員の雇用の促進及び安定のために必要な事業を行うこと。

(船員職業安定法の適用除外等)

第九条 船員職業安定法第三十三条の規定は、船員雇用促進センターについては適用しない。

2 船員職業安定法第十六条から第二十一条までの規定は、船員雇用促進センターの行う船員職業紹介について準用する。

(事業計画等)

第十条 船員雇用促進センターは、毎事業年度開始前に(第七条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに)、事業計画及び収支予算を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 船員雇用促進センターは、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、運輸大臣に提出しなければならない。

(役員)の選任及び解任

第十一条 船員雇用促進センターの役員を選任及

び解任は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 運輸大臣は、船員雇用促進センターの役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分違反する行為をしたとき、又はその在任により船員雇用促進センターが第七条第一項第三号若しくは第四号に掲げる要件に適合しなくなるときは、船員雇用促進センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密の厳守)

第十二条 船員雇用促進センターの船員雇用促進等事業に従事する役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、船員雇用促進等事業に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補助)

第十三条 国は、予算で定める金額の範囲内において、船員雇用促進センターに対し、船員雇用促進等事業に要する費用の一部を補助することができる。

(監督命令)

第十四条 運輸大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、船員雇用促進センターに対し、監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し)

第十五条 運輸大臣は、船員雇用促進センターが次の各号の一に該当するときは、第七条第一項の指定を取り消すことができる。

一 船員雇用促進等事業を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 第十一条第二項又は前条の規定による処分に違反したとき。

2 運輸大臣は、前項の規定により第七条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第四章 罰則

第十六条 第六条の規定による報告をせず、又は

虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(就職促進給付金に関する特別措置)

2 特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第 号)第二条第一項の特定不況業種(以下「特定不況業種」という。)に係る業務に従事していた船員であつて当該特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされたもの(この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までに離職した者に限る。)のうち、特定不況業種離職者臨時措置法第十条の特定不況業種離職者求職手帳の発給の要件を参酌して運輸省令で定める基準に適合する者に係る第三条の規定による就職促進給付金の支給については、同法の規定による給付金等の支給の例に準じて特別の措置(技能訓練を受けるために待期している間についての訓練待期手当の支給を含む。)を講ずるものとする。

理 由

海上企業をめぐる経済事情及び国際環境の変化等により離職を余儀なくされる船員の数が増大していること等の状況にかんがみ、船員の職業及び生活の安定に資するため、船員の雇用の促進に関し必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、約一億七千万円の見込みである。

衆議院会議録第十号中正誤

ペシ 段 行 誤

三三 三〇 値下げ

衆議院会議録第十二号中正誤

ペシ 段 行 誤

二五 二〇 有 行 成

二二 二〇 有 行 成

衆議院会議録第十三号中正誤

ペシ 段 行 誤

三五 二〇 一 般

昭和五十二年十一月二十二日 衆議院會議録第十四号

二九八

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

發行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五八二 四四二一(大代) 07